

平成30年8月3日

磐田市議会議長 増田 暢之 様

会派名 日本共産党磐田市議団

代表者 根津 康広

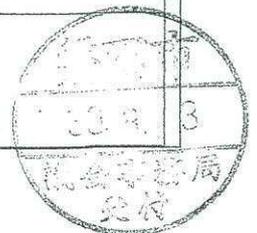


会派視察研修等報告書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	平成30年7月21日(土)～平成30年7月22日(日) 2日間
視察先 研修会	日程 (1) 7月21日(福岡市) 時間 12:30～17:00 (2) 7月22日(熊本市) 時間 8:30～17:00
参加議員	根津 康広議員 高梨 俊弘議員
研修事項	第60回自治体学校 (福岡市) 7月21日(土) 全体会 (福岡市 福岡市民会館) 記念シンポジウム 地域・暮らしに憲法をいかす 第1部 リレートーク 憲法はいきているか・・・それぞれの現場から コーディネーター: 石川捷治(九州大学名誉教授) 第2部 特別対談 地域・暮らしに憲法をいかす自治体づくり 太田 昇(岡山県 真庭市長) 石川捷治(九州大学名誉教授) 7月22日(日) 現地分科会 熊本地震災害の現地と復興の現状・課題を見る 熊本地震から2年が経過した。 ①益城町市街地の視察・・・被害の大きかった益城町では、多くの建物が崩壊し、今では更地が目立つ。復興のあり方を考える。 ②崩落した阿蘇大橋跡の視察・・・全長205メートルの阿蘇大橋は、地震により崩れ落ち、深い峡谷に消えた。地震のすごさを学ぶ。 (根津康広・高梨俊弘)
調査内容 考 察	別紙のとおり



会 派 視 察 研 修 等 報 告 書

第60回自治体学校（福岡市）

7月21日（土） 全体会 （福岡市 福岡市民会館）

記念シンポジウム 地域・暮らしに憲法をいかす

第1部リレートーク 憲法はいきているか・・・それぞれの現場から

コーディネーター：石川捷治（九州大学名誉教授）

リレートークでは、北九州市の学校給食調理士の懸谷容美かけたにひろみさんが「学校給食から見た子どもの貧困」をテーマに報告。自治体の方針で給食費未納による給食停止や中学校給食未実施がまだある。一方で子育て支援、少子化対策で給食費無償化を実施している自治体もある。北九州の実態を示しながら公務労働者としてより良い学校給食を実現しようと運動を続けていると報告しました。

元世田谷区職員として生活保護のケースワーカーを務めた田川英信さんは、社会保障を国民の権利として認識しない国民意識が国による福祉の切り捨てにつながる「社会保障制度改革推進法」の成立を許していると指摘。このことは、国際機関の調査で「自力で生活できない人を政府が助けるべきか」という設問に対して「助けてあげる必要は全く必要ない」、「助けてあげる必要はあまりない」を合わせた数値で日本は38%と世界1位、自己責任の国であるアメリカは第2位の28%、日本以外の国は、ほとんどが7%から12%程度である。この結果から、貧困や生活苦を個人の責任と捉え、国や自治体が救済することが必要ない、社会保障を国の責任でないと考えている国民が多いということの意味しているのではないかと指摘。小田原市の「保護なめんなジャンパー事件」や生活保護に対するパッシングなどを防ぐには、政府や自治体が積極的な姿勢を示すことが必要だと報告しました。その後小田原市では生活保護のしおり・ホームページを改善させるとともに、生活保護の運用についても著しく改善を図っているとのことでした。

元那覇市職員で現在おきなわ住民自治研究所事務局長の湧田博は、「沖縄のいま・・・平和・環境・人権、憲法と自治の生きる島をめざして」と題して報告をする予定でしたが、台風の影響で航空機が欠航して参加ができなくなり、文章での報告になりました。文書報告では、①戦後73年、憲法施行71年、いまだ復帰後の米軍占領下のような状況が続いている。名護市辺野古の新基地建設で、政府・防衛局は8月17日にも土砂搬入開始を沖縄県に通知しているが、県は「環境保全措置などについて看過できない事態になれば躊躇なく埋立承認の撤回を行う」と明言。②沖縄では2016年4月の女性暴行殺害事件や、オスプレイや大型ヘリ輸送機の相次ぐ墜落炎上事故や保育園や小学校の校庭への部品落下などの事故を起こし、県民の原因究明と飛行中止の要望を無視して、わずか2日後に飛行再開をしている。ここには米軍による軍事的植民地支配と、政府の対米追随の姿勢がある。③平和、環境・人権が政府権力の力で押しつぶされようとしている状況下で、辺野古新基地建設阻止の運動・闘いは民主的法治国家のあり方、憲法と自治の確立を求める闘いだと報告しています。

第2部 特別対談 地域・暮らしに憲法をいかす自治体づくり

太田 昇 (岡山県 真庭市長)

石川捷治 (九州大学名誉教授)

第2部の特別対談は岡山県の太田昇真庭市長と石川捷治九州大学名誉教授の対談。真庭市は、平成17年に9町村が合併し面積約828km²、人口約46000の市として各地域の多彩性を生かした広域行政を推進しています。

太田昇市長は、京都府の副知事を辞職後平成25年4月に真庭市の市長に就任し、現在2期目です。「行政は市民の幸せづくりを応援する条件整備会社」として中山間地域の森林資源に代表される豊かな地域資源を活かしたバイオマス発電を中心に里山資本主義を進めていると報告しました。「少子高齢化」、「地理的不利」といった中山間地域の制約と課題は、不利なのか、といった問いかけを行う中で「少子化」については、少ないからこそできる個性に合わせたきめ細やかな教育、「高齢化」については知恵と経験のある人がたくさんいる、「中山間地」については豊かな自然、精神的安らぎ、自立性の高さ、「山はお荷物」については地上資源の宝庫、エネルギーの自給ができるとしています。人口減少・高齢化、交付税特例措置の廃止による税収減等の課題が山積であるが、きめ細やかな教育、知恵と経験のある人材、豊かな自然、エネルギー自給など逆転の発想で地域を豊かにするために市長として取り組んでいることに参加者から共感が寄せられました。

7月22日(日) 現地分科会

熊本地震災害の現地と復興の現状・課題を見る

最大震度7の激震が2度襲った熊本地震から2年が経過しています。災害現地の状況を市民や町の職員から説明を受けました。

①益城町市街地の視察・・・被害の大きかった益城町では、多くの建物が崩壊し、今では更地が目立つ。復興のあり方を考える。

②崩落した阿蘇大橋跡の視察・・・全長205メートルの阿蘇大橋は、地震により崩れ落ち、深い峡谷に消えた。地震のすごさを学ぶ。

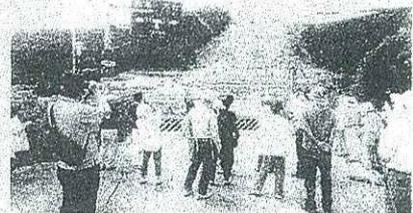
特に被害の大きかった益城町、南阿蘇村を現地の方の案内で視察しました。住宅再建の課題では、被災住宅の公費解体はほぼ完了しているものの、いまだに6000人(益城町)が仮設住宅などの仮住まいを余儀なくされているとのこと。自宅再建が始まっているが、年金者世帯、一人ぐらしの多くは日々の生活が精いっぱい自宅を再建する余裕がない。仮設住宅の入居期間は2年間ですが、入居期間の延長が行われています。

復興にかかる問題点として、熊本県は住民の合意なく県道の4車線化を進めようとしています。この工事により300戸の住宅、商店、医院が移転を迫られます。住民は現状の2車線で歩道やバス停ゾーン、交差点の右車線新設で15m各幅での対応を県に求めています。さらに益城町の中心部の木山地区（地震で家屋の9割が倒壊）に土地区画整理事業が計画され、区画整理に伴う「換地」や「減歩」により倒壊を免れた家屋や新築した家屋も影響を受けると予想され大きな問題となっています。町は事業を進める能力に限度があるため、事業を県に委託しているとのことでした。



仮設住宅、1DK(4.5帖)で部屋が狭く苦情が多い。

南阿蘇村では地震により立野地区の山が長さ約700メートル、幅役200メートルにわたり崩壊する大規模な土砂崩れが発生し、阿蘇大橋が崩壊し国道57号線（新ルートを工事中）が寸断されています。近くにあった東海大学阿蘇キャンパスも地震の被害を受け、震災前は約1,000人の学生が学生生活を送っていましたが、学生寮の倒壊で学生が亡くなっています。当日は、南阿蘇村の若い職員が阿蘇大橋の崩落現場で説明をしてくれました。震災前から計画されていた阿蘇大橋のすぐ下流に立野ダムが地震後の見直しもされずに、今年の夏から着工される予定だとのことでした。



地震で崩落した阿蘇大橋、近くに東海大学阿蘇キャンパスがある。

[考 察]

自治体学校「記念シンポジウム 地域・くらしに憲法をいかす」では、私たちの暮らしにどのように憲法がいかされているのかを各分野から報告がされました。学校給食と子どもの貧困の問題、生活保護の現場から見た課題、基地のまち沖縄の現状を通して、実際の行政と憲法上理念との矛盾が大きく表れていることを示してします。生活保護の運用では生活保護の申請を抑制するのではなく、憲法の理念に基づく国や自治体が積極的な姿勢をしめすことが必要です。韓国では、経済的な困窮状態であるにも関わらず、生活保護を利用していない人々をなくすために広報につとめているとの説明もありました。

「特別対談 地域・くらしに憲法をいかす自治体づくり、太田 昇（岡山県 真庭市長）と石川捷治（九州大学名誉教授）との対談」では、「少子高齢化」、「中山間地域」といった制約を不利なものと考えず、プラスの考え方で行政を運営している点が参考になりました。多様な地域性、多様な地域資源、住民の個性や思いを生かした、真庭市にあったライフスタイルを実現していこうとする市長の政治姿勢には学ぶべきものがあると感じました。

熊本地震被災地の視察では、活断層の近くにある住宅等が全壊するなど大きな影響を受けていることがわかりました。そうした中でも比較的新しい住宅は全壊を免れたとの話でした。活断層がある地域での建築条件や木造住宅の耐震化、地震からの復旧・復興には被災者の生活や生業の再建を優先する「人間の復興」が大切であることがわかりました。仮設住宅の入居期間が長期化するなかで、狭い仮設住宅でなく一定の広さの住宅も必要です。住民の合意のない道路の拡幅や区画整理は被災者にとって新たな問題を引き起こします。被災者の医療費窓口負担免除制度もなくなってしまい、住民は制度の復活を求める署名活動を始めています。災害からのまちづくりは、「住民のための復興」でなければならないということを強く感じました。